

第3回 坂井市行政改革推進協議会

日 時 平成23年5月25日
13:30～
場 所 坂井市役所 3階
301会議室

次 第

・ 開 会

委員委嘱

坂井市社会福祉協議会選出 内田正義 氏

副市長あいさつ

事務局職員の紹介

・ 会 議

1. 行政改革推進協議会会長あいさつ
2. 坂井市の現状
 - ・ 組織及び職員数
 - ・ 職員の適正化と人件費の推移
 - ・ 平成23年度当初予算の概要
 - ・ 平成23年度当初予算の重点施策と主要事業
3. 第二次 行政改革大綱策定について
4. その他

・ 閉 会

第二次行政改革大綱策定について

I 策定の背景と目的

坂井市は、平成18年3月に4町の合併によって誕生し、平成19年3月には「坂井市行政改革大綱」の制定、実施計画として「坂井市100の改革」の実行を通して、合併の効果を最大限に発揮出来るよう、合併時統一できなかった制度や住民サービスの統一を図ることを主として、組織の見直しによる庁内意思決定機能の強化や各種施設の運営の見直しにより、行政の効率化・スリム化に努めてまいりました。制度や組織の面ではようやく坂井市としての骨格が見え始めたところです。

一方、地方財政を取り巻く状況は、依然として厳しい状況にあり、坂井市においても、人口が減少傾向に転ずる中、経済の大幅な「量的拡大」が期待できなくなり、現在の事務事業をそのまま継続しながら新規事業に着手することは難しくなっています。

平成22年の地域主権戦略大綱（H22.6.22閣議決定）により、地方への権限・財源の移譲が打ち出され、住民の身近な行政は地方自治体が総合的に広く担うという考えが示されました。社会情勢や価値観の変化に伴い、住民が求めるものは多様化・高度化し、「公共」の守備範囲は拡大してきています。今後の坂井市は、市民の行政への参画により、地域住民が自らの判断により地域の課題に取り組む仕組みを確立することで、行政運営の効率化・スリム化を図ります。

今後は、これらの取り組みを一層充実したものにするため、事業や施設の整理統合など引き続き「量的改革」を図るとともに、職員の意識改革や行政サービスの充実など、個々の満足感と結びついた「質的改革」を図ることが重要になっています。

これらを踏まえ、現行の坂井市行政改革大綱の取り組みを継承しながら、新たな行政改革大綱を策定し、計画的に行政改革に取り組むこととします。

II 基本方針

「最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則のもと次の2つを基本方針とします。

- 1、「市民満足度向上」行政サービスの質の向上を目指します。
- 2、経営感覚を意識した、効率的で効果的な行政経営を目指します。

行政改革の基本項目

(新旧比較)

「第二次
坂井市行政改革大綱」の体系



第二次 坂井市行政改革大綱(案)

基本項目	重点項目
1 最適な行政運営の推進	(1) 効率的な組織体制の確立 (2) 職員数の適正化
2 協働のまちづくり	(1) 市民協働・参画の推進 (2) 民間活力の導入
3 質の高い行政サービスの提供	(1) 職員の意識改革と活性化 (2) 人事管理と人材育成
4 持続可能な財政運営	(1) 歳出の合理化 (2) 歳入の確保

1 最適な行政運営の推進

(1) 効率的な組織体制の確立

- ・本庁組織の再編と支所機能の見直し
- ・公共施設の移譲・廃止と統合

(2) 職員数の適正化

- ・サービス向上に向けた、職員の適正配置
- ・新たな定員適正化計画の策定

2 協働のまちづくり

(1) 市民協働・参画の推進

- ・公民館運営の合理化
- ・地域リーダーの育成
- ・住民意識の向上
- ・まちづくり協議会の自立(情報発信と交流)

(2) 民間活力の導入

- ・民営化の更なる推進
- ・指定管理者制度の推進

3 質の高いサービスの提供

(1) 職員の意識改革と活性化

- ・市民との協働活動の場への参加
- ・自発的研修会等の奨励
- ・窓口サービス対応の充実
- ・時間外勤務の縮減
- ・行政評価による効果の把握と問題点の認識

(2) 人事管理と人材育成

- ・人事評価システムの構築
- ・経営感覚を持った人材の育成
- ・外部評価システムの構築

4 持続可能な財政運営

(1) 歳出の合理化

- ・補助金の制度見直し
- ・公営企業の経営健全化
- ・起債発行額の抑制
- ・人件費の削減

(2) 歳入の確保

- ・広告収入の検討
- ・未活用資産の売却推進
- ・市税等収納率の向上
- ・受益者負担の適正化
- ・下水道接続促進